

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
さわかみオペラ in 那智勝浦～熊野から～
寄附金募集要項

1. 寄附募集の目的

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団が主催する「さわかみオペラ in 那智勝浦～熊野から～」公演を通して、和歌山県のオペラ・クラシック音楽の普及や和歌山県の地域活性に貢献することを目的とします。

2. 寄附金の使途

当財団が定める定款第4条の公益目的事業に基づき「募集特定寄附金」として、適正な募集経費を控除した残額の総額を「さわかみオペラ in 那智勝浦～熊野から～」及び和歌山県でのオペラの普及のために使用します。

3. 寄附金の募集期間

2026年7月10日（金）～2026年9月10日（木）

4. 募集対象

個人および法人

5. 募集金額

目標金額 100万円

寄付金額は3,000円、5,000円、1万円、2万円、3万円、5万円、10万円、30万円、50万円の9パターン。50万円超の寄付を希望の方は、当財団までお問い合わせください。

6. 申込方法

(1) WEB専用申込サイト（コングラント）よりお申込ください。

7. 支払方法

(1) ホームページより申込の場合 クレジット決済、又は、銀行振込

【振込先口座】※いずれも口座名義は『ザイ）サワカミオペラゲイジュツシンコウザイダン』

- ① みずほ銀行 銀座支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：4033534
- ② 三井住友銀行 麴町支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：9378856
- ③ 三菱UFJ銀行 麴町支店 | 預金種別：普通 | 口座番号：0327097

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

8. 領収書等の送付

寄附金の領収書は、個人は確定申告時に、法人は税務申告時に必要となります。領収書は寄附申込時に氏名・住所を入力いただいた場合に、メール又は郵送（ホームページより申込の場合はメールのみ）により送付します。領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管願います。お支払いから1ヶ月

過ぎても領収書が届かない場合は、お手数ですが、当財団までご連絡ください。

9. 寄附金に対する税法上の優遇

当財団への寄附金は、税法上の特定公益増進法人への寄附金として、個人・法人それぞれに税制上の優遇措置がございます。詳しくは、国税庁、所轄税務署または税理士等にお問合せ下さい。

【個人によるご寄附】

(1) 所得税

控除の方法は《税額控除》と《所得控除》による方法がございます。

《税額控除》 下記算式より算出された額が、「寄附金控除」として、所得税から控除
(年中に支出した公益財団法人等に対する寄附金の合計額－2,000円) × 40% = 控除額
※寄附金の合計額は年間所得額の40%が限度となります。

※控除額は所得税額の25%が限度となります。

《所得控除》 下記算式より算出された額が「寄附金控除」として、課税所得から控除
(年中に支出した特定寄附金の合計額－2,000円) × 所得税率 = 控除額
※特定寄附金の合計額は年間所得額の40%が限度となります。

(2) 住民税

一部自治体の個人住民税についても優遇措置の対象となります。

(3) 相続税

相続税についても優遇措置の対象となります。

【法人によるご寄附】

当財団への寄附金は、(1)一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、(2)特定公益増進法人に対する特別損金算入限度額以内の金額を、損金算入することが認められています。

(1) 一般の寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額の合計額または出資金の額 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1/4

(2) 特定公益増進法人に対する寄附金にかかる損金算入限度額

(資本金等の額の合計額または出資金の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × 1/2

10. お問い合わせ

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団 「さわかみオペラ in 那智勝浦～熊野から～」事務局
電話：0570-023-223 平日 10時～17時 (土日祝休)

E-mail：member@sawakami-opera.org